

バハオーフェンにおける「国家」の観念について

——バーゼル大学教授就任講演「自然法と歴史法の対立」を手がかりに——

吉 原 達 也

はじめに

『バハオーフェン全集』第一巻が刊行されたのは一九四三年のことである。^①第一巻の編者の一人マックス・ブルクハルト (Max Burkhard) は、同巻に収録された『ローマ民族の国家生活に関する政治的諸考察』^②についての解題の中で「バハオーフェンの生涯と仕事の中で政治的なもの (Das Politische) が重要な役割を果たしているが、しかしなお細部に至るまで解明し尽くされてはいない。」として、次のように述べている。

「バハオーフェンという名前の名声は決して政治学の領域と結びつくことはない。たしかに国家は最も広い意

バハオーフェンにおける「国家」の観念について (吉原)

四六九 (六二七)

味で彼のテーマであったが、何よりも生涯の後半期にその名を博した作品の中で新しい驚くべき視点から行われた学問的考察の対象としてであった。このことがバハオーフェンのすべてではないことを示す第一の証拠は『自叙伝』⁽³⁾である。この私信として書かれた彼の最初の四〇年にわたる回顧は、自己告白としても同時にドイツ語の散文作品としても貴重な記録であるが、その中で、政治的なものが学生時代と研究計画についての記事と並んで重要な位置を主張している。ローマ法研究に取り組んでいた初期の時代の叙述と、新たな学問的発見の叙述との間に、激動の時代、つまりバハオーフェンを大きな不安へと陥れた一八四八年の革命の時代が挟まれている。彼が事件によって疎外された層、まさにスイスにおいて精神的に重要な多数の人々がそれに数えられる層に属することは疑いない。もしバハオーフェンがこの事件をたんに興味深い記憶として叙述したにすぎないのであれば、彼の生涯の劇的な背景として記録にだけ留めておくこともできよう。しかし彼は、新聞に自らの意見を公表したことを語り、その題名をも挙げることで、事件への個人的な関心を強調しているのである。⁽⁴⁾」

バハオーフェンにとっての政治的関心とはどのようなものであつたらうか。バハオーフェン家はバーゼルでは名門の富裕な家柄であつたが、バーゼルの重要な役職者を輩出していたわけではない。⁽⁵⁾ バハオーフェン自身、若くしてカントン議員を辞任して以後バーゼルにおける政治的要職に就いていないのも、むしろこうした家門の伝統から逸脱したものでなかつたともいえる。例外的に数十年に涉つて控訴裁判所に公職を得ていたが、もとより法学徒としての素養があつたにせよ、これとても義務としてその勤めを果たしていた感がある。⁽⁶⁾ カントン議員を辞任したのも、「カントン議会は、最近のスイスの政策の方向と一致しないこともあり、優勢な意見に対してつねに反対の態度をとることが役に立つよりもむしろ感情を害するだけ」⁽⁷⁾ という理由であつた。

バハオーフェンの生涯を通じて、政治的なもの、国家とはどのようなものであったのか、以下、若干の考察を試みたい。先のM・ブルクハルトも述べるように、たしかに『自叙伝』には一八四〇年代後半におけるバハオーフェンの政治的な体験が綴られている。全集版『母権制』編者モイリ (Karl Meuli) も、四〇年代後半に示されたバハオーフェン「国政に関する信仰告白」(staatspolitisches Bekenntnis) は、終生を通じて変わらざる「指導理念」(Leitmotiv) をなすこととなると語っている⁽⁸⁾。確かに、四〇年代後半のヨーロッパにおける革命時代がバーゼルそしてスイスにもたらした影響は、その中でバハオーフェンの思想と深く関わったであろうことは否定できない。しかし、『自叙伝』においては、それ以前の二八四二年から四三年にかけての最初のイタリア滞在が「精神的な革命」(geistige Revolution) として語られているのと比較してみると、四〇年代後半の経験が唯一バハオーフェンの政治的な態度にとって決定的であったと果たしていえるのかという疑問が残る。バハオーフェンはイタリア体験をこう振り返っている。

「私はあのローマの滞在から、より豊かな精神を、つまり、私の将来の生活のために、より深い厳肅な心と、私の研究のために、より生き生きとした確かな背景を故郷へと持ち帰った。ローマで、人生の車輪は、より深く、その轍の跡を刻みこんだ。」⁽⁹⁾

確かに政治的な心情として、バハオーフェンは一貫して保守主義的な立場に立っていたといえることはできる⁽¹⁰⁾。しかしそれだけでは、バハオーフェンの思想の多様性ないしは微妙なニュアンスを捉えきえることはできないのではないか。四〇年代後半以後の十年ほどの時期はヨーロッパの将来を決定する重要な時代であった。五四年の『自叙伝』にもそのような時代の意識が反映されているといえる。ただその前後の時代のバハオーフェンの著作を振り返ってみるならば、そこに大きな断絶があるというよりはむしろ一貫したものを見ることができるようになる。まず、バハオー

フエンにおける政治的なものないし国家の観念を考える場合、まず、『自叙伝』の中で語られる一八四一年のバーゼル大学ローマ法教授就任講演「自然法と歴史法の対立」¹¹と、「ローマ民族の国家生活に関する政治的諸考察」に目を向けなければならないが、本稿では、紙数の関係で、前者のみの考察に留めざるをえない。

一 教授就任講演における学問的方法

バハオーフエンはバーゼル大学ローマ法教授就任にあたって、一八四一年五月七日に「自然法と歴史的法との対立」と題する教授就任講演を行っている。その六週間前の三月一三日、バーゼル大学ローマ法講座正教授の一つに招へいされた¹²。ときに二五歳¹³、ローマ法は、就任報告をかねたベルリン時代の旧師サヴィニー及びルドルフに宛てた手紙に記されるように¹⁴、彼にとって「お気に入り科目」(Lieblingsfach)であった。就任講演は、長きにわたるグラント・ツァアの時代のあと、狭いバーゼルの小世界の人々の前に初めて登場し、その期待と好奇のまなざしもとに行われた。この講演によつてバハオーフエンは大学におけるローマ法史の講義を始めた。講演は、一見、歴史法学の領域において論争が終熄して久しい「自然法対歴史法」をテーマにしているように見える。しかしバハオーフエンが必ずしも十分にその意味を意識しているようには見えず、ベルリンやゲッチンゲンでの日々、サヴィニーらの師匠たちとの直接的な接触がむしろ混乱と誤解しかもたらさなかつたのではないかと考えざるを得ないような内容になっているように思われる。実際のところ、バハオーフエンはこの講演で誰に論争を挑もうとしたのであろうか¹⁵。

バハオーフエンは、後年の『自叙伝』の中で、この講演が「歴史的現象の価値を認めたことによつて、哲学者 (die

philosophische Naturen) を、法の体系が人間の専断から独立したより高次の根源を有することを示すことによって政治家 (die Staatskünstler) を、驚かせ」たと記している。¹⁶⁾

「ある人は私に、それでは君はより高次の絶対的な真理を認めようとはしないのですかと、非難しましたし、またある人は、法が実際に深く根ざしたものなのか、そしてそのような法に対して、立法者が果たす活動とはそれほどささやかな役割しか果たさないのか、と考えたものです。私は、講演の名宛人として意図した二種類の人に不安と警告とを与ええたことに満足したものでした。それでも人々はこのように私に絶望しませんでした。おそらくちよつと試してみようというつもりだったのでしょう。私が決して革命的な人間ではなく、むしろ逆にあまりにもサヴィニー先生の信奉者すぎるのではないかと思われたでしょう。¹⁷⁾」

バハオーフェンは、このように、教授就任講演の聴衆を二つのグループに分けて、それぞれを、哲學家 philosophische Naturen と政治家 Staatskünstler という語で特徴付けている。この哲學家と政治家の対立から、法学における哲学派と経験派の対立という問題へと講演の方向を転じていく。

「哲学的法律家は、彼らに神によって植えつけられた理念から、いかなる時代にもいかなる場所でも等しく妥当する絶対的に完全な法、所謂自然法を導き出そうと試みる。嘲笑と侮蔑をもって彼らはあらゆる歴史的生成物を見る。……合理主義者「理性主義者」の判事席の前では、……かの純粹理性の創造物しか存在しえないのであり、現実世界の墮落はその創造物に抵抗できない。……彼らは経験のカオスを放置する。この迷宮からは誰もその精神の自律性を救済することはできない!、と錯覚している。¹⁸⁾」

こうした哲学的法律家に対して、経験主義家のあり方をこう述べている。

「これに対して、経験主義家の態度はいかに異なったものであろうか！ 彼らの理性の用い方たるや、それはいかに異なったものであろうか！ 理性は経験主義家にとって生成の秘密を照らし出す光である。その舞台は歴史であり、その役割は、歴史的な法制度の精神の認識である。経験主義家にとって、あらゆる事象と同じく、法の中に、完全なる始原もなければ、絶対的な完成もない。すべては、継起的な発展、持続的な生成であり、自然な順序で連鎖を形成し、かの詩的寓意によれば、その連鎖の一方の端はゼウスの足台につながれている。彼ら経験主義家たちが真実を求めるのは、自らの小世界ではなく、万物の大世界の中にある。彼らが問いかけるのは、自らの精神の神託ではなく、歴史という書物である。¹⁹」

さらに経験主義家の学問についてこうも述べている。

「経験主義家にとって、尽きることなき歴史が完全なる所以は、それが人間的恣意が生み出した中途半端な瓦礫の山だからではなく、旧約聖書に言われるように、*opus quod operatur Deus a principio usque ad finem*、つまり、神が初めから終わりまで造られた御業だからである。²⁰」

「彼らの学問はピラミッドのようなもので、その土台をなすのが歴史であり、その頂点はいまだその目が届かない、つまり、『頭は雲のあいだに隠れている』というごときである。歴史的に与えられた素材は、経験主義家の眼前で息吹き込まれ、生き生きとしたものとなる。その豊穡なる現象は無限りわまるため、一見広大なるもののように見えようともし、限られた人間精神の理論には到底捉えきれぬものではない。²¹」

バハオーフェンは学問の方法として、哲学的方法と経験的・歴史的方法とを対置し、そのいずれかを選択すべきことを宣言する。

「かくして両陣営は戦うべく相対峙する。戦いの目標は、およそ法制度なるもの、総じて国制なるものありようである。勝利の栄冠は、人類の法発展の総和である。自らの学問的立場を鮮明にせんとする者は、いずれかの陣営に与しなればならない。およそ学問方法、就中教授方法なるものはひとえにこの決断にかかっている。この点で、いずれかを選択する岐路に立たされているのであって、中道を行くことは許され²²ない。」

バハオーフェンは、自然法原理の信奉者を、「古今を通じて、天賦の才に長けた孤高の人々」であり、彼らは歴史全体に対抗する存在として描いている。

「プラトン、トマス・モア、そしてカントがこの世に生み出した作品群は、たしかに世界に賛嘆の念を起こせるであろう。しかし、それが空想上の国家のために生み出されたものであること、それらの舞台はユートピアのなかにあること、無限の裂け目によってそれらがわれわれの大地から切り離されていることは、ただただ残念なことである。彼らは実際のところ、あまりにも高所にありすぎるため、その光が地上にほとんど届かないあの星々に等しい。世界はあまりに彼らの下方にありすぎるのだ。彼らの体系は無の深淵の上方にかかっており、歴史という光に当たれば、霧の像のように溶けてしまう。」²³

二 教授就任講演における政治的なもの及び国家の観念

このようにバハオーフェンの教授就任講演は、哲学的方法よりも、経験的歴史的方法への傾斜を示している。そしてこのバハオーフェンの学問的方法の選択は、彼の国家の観念の理解と深く結びついている。若きバハオーフェンに

とつて、国家とは、人間の恣意により「捏造された被造物」ではなく、歴史の中に認識される現象であった。こうしたバハオーフェンの思想を解く鍵を、一般的な政治観、その後の著作に頻繁に登場する反自由主義的観念に、例えばモイリによつて「人民主権という有害な謬説²⁴」という言葉に集約されるような観念に果たして求めることはできるのだろうか。例えば、シモニウスは、就任講演についての全集版解説の中でこう述べている。

「スイスに生成した法はバハオーフェンの時代には民主制の拡大に向けた動きによつて脅威に晒される。バハオーフェンは生涯を通じてこうした動きに対する反対者であつたし、それどころか、彼の出自及び社会的地位によつて期待される以上の先鋭な反対者でさえあつた。彼の保守的な立場をバハオーフェンは一八四八年に書かれた『ローマ人の国家生活に関する諸考察』において詳細に論じている。立法改革は、彼にとつて神によつて創造された盟約共同体「スイス連邦」の基礎を揺るがし、その市民の自然な起源との関係を危険にさらすように思われた。バハオーフェンはすでに一八四一年に同じように考えており、それゆえ当時の自由主義的運動を、古い自然法を普遍的に妥当する恣意的に設立された秩序をめざす思い上がりそのもの、人間理性の過大評価、掴もうとしても掴まえられぬ《亡霊》を追い求めることを糾弾したと考えるべきではないか？ 講演のパトスはそのときに理解できるものとなる。講演は明らかにその意図において法律学の問題の領域をはるかに超えるものとなつた²⁵。」

シモニウスは一八四一年のバハオーフェンと一八四八年に示される思想とを重ね合わせている。モイリも、教授就任講演に触れて「純粹な歴史研究の告白にもかかわらず、当時の政治的スローガンによつて強く規定されている」と述べている。モイリは、講演における自然法論批判の隠れた直接的な名宛人として、ヴェイルヘルム・スネル²⁶（Wilhelm Snell, 1789-1851）の可能性を示唆している²⁷。フスコ教授の論稿は、バハオーフェンの国家についての観念を

めぐって、重要な示唆に富んでいるが、この点についてその判断を留保されているので、この問題について簡単に触れておきたい。⁽²⁸⁾

ヴィルヘルム・スネルは、兄のルートヴィヒ・スネル (Ludwich Snell, 1785-1854) とともに、一九世紀前半のスイスにおける自由主義的運動における指導者の一人であった。一八三〇年からスイス憲法が成立した一八四八年までの期間は、スイス憲法史においては「新生」(Regeneration) の時代といわれる。スイスにおける新生化運動の契機となったのは、隣国フランスの七月革命であった。各地で自由主義的な新しい憲法の制定を求める大規模な住民集会やランズゲマインデが開かれ、武力闘争も発生した。一八三〇年から三一年にかけて、一〇のカントンにおいて新憲法が制定されたが、こうした運動は必ずしもすべてのカントンで成功したわけではなかった。バハオーフェンの地元、バーゼルの場合は複雑な様相を呈していた。カントン・バーゼルは都市部と農村部の不平等が著しく、そのために新生化運動は、農村部住民によって展開された。その目標は、都市部と農村部の不平等の解消、とくにカントン議会における平等な議席配分の実現であった。しかしその要求は都市部により拒否され、運動は武力闘争へと発展した。結果的には、三二年春、バーゼルは、バーゼル・ラント (Basel-Land) とバーゼル・シュタット (Basel-Stadt) の二つの半カントンに分裂し、前者においてのみ新生化された憲法が制定された。⁽²⁹⁾

ヴィルヘルム・スネルは、一八一〇年代前半、ギーセン、マインツ、ハイデルベルクを中心にフリーメイソンの政治的秘結社——主要なメンバーの名前に因んでホフマン・スネル・グルナー・ブントと呼ばれる——を結成し、プロイセン王国のもとにドイツ統一を目指したとされる。ナッサウでの筆禍事件を契機にその地を去り、一八一九年に一時的にドルパットで大学教授職に就任後、亡命のようなかたちで、一八二一年にバーゼル大学法学教授に招聘さ

れ、一八三三年までその地位にあった。三〇年代初頭のバーゼル・ラントとバーゼル・シュタットの分離の騒擾に際して、バーゼル・ラントを支持した主要人物の一人であり、国庫分割のあたっては法律顧問を引き受けた。そのこともあって、バーゼルからの退去を余儀なくされ、チューリヒのローマ法・民事訴訟法教授を経て、三四年に新設のベルンのローマ法・刑法教授職へと移った。バーゼル大学の法学教授職は、その後、アガトン・ウンダーリヒ (Agathon Wunderlich) やヨハネス・シュネル (Johannes Schnell) のような保守的人物によつて占められる。『自叙伝』の中に「裁判官職も神に由来するのであって、この職権を行使する者はより高次の起源を有する法を行使する。」⁽³⁰⁾とあるが、この「裁判官職は神に由来する」という言葉は、民事裁判所長を勤めたシュネルが傍聴席に掲げさせた銘でもあり、⁽³¹⁾両者の思想的傾向をうかがい知ることができる。ウンダーリヒ及びシュネルが先任教授であったバーゼル大学に三人目の教授として二五歳のバハオーフェンが招聘されたのであり、彼らの前で果たして自然法論者スネルを意識した講演を行いたかどうか、フスコ教授の疑問とされるところである。⁽³²⁾

たしかに三〇年代初頭のスイスにあって、スネルは、兄ルートヴィヒとともに自由主義的運動において影響力は大きかったとしても、彼自身バーゼルを去つてすでに久しく、それは就任講演の八年以前のことであり、その支持層はベルンの若き法学徒たちに限られていたのではないかと思われる。⁽³³⁾スネルの自然法思想を知る手がかりは彼の著書『自然法』に求めることができ、このベルンで講じられた自然法に関する講義の内容が出版されたのはスネルの没後三年にあたる一八五七年のことである。⁽³⁴⁾果たしてバハオーフェンが自然法批判の名宛人としてスネルをどれだけ意識したかは必ずしも明らかにすることはできない。実際スネルの『自然法』には、バハオーフェンの就任講演における当代の理性主義者批判の論調と一見重なり合うように見えるところもあるが、一致点を見つけ出すことは難

しい。スネルもまた、プラトン、トマス・モア、カントの国家論の批判者でもある。プラトンの「幻想国家」(Phantasierepublik)は「誤謬にして愚説」と評され、トマス・モアのユートピア国家も「およそ実現不可能な夢想」に基づくとされる。⁽³⁶⁾ ドイツ国家論で注目されているのは、「哲学者」カントやフィヒテではなく、むしろユストゥス・メーザー (Justus Möser, 1720-94)、『モーザー (Friedrich Carl Moser, 1723-17898)』、シュピットラー (Timotheus Spittler, 1752-1810) やフリードリヒ大王の「実用的国家学」(praktische Staatsweisheit)であつた。⁽³⁷⁾ そうした視点は、バハオーフェンの就任講演には見られない特徴といえる。スネルは啓蒙的自然法論の文脈で読み解かれるべきと思われるのであり、バハオーフェンの自然法論批判とは直接には結びつきがたいように思われる。

では、バハオーフェンの教授就任講演の目指すところは何であつたか。たしかに当時のスイスにおける政治的な文脈の中でこの講演を読み解くことは可能であるとしても、ここでは、そこから離れて、バハオーフェンの語るところに耳を傾けてみたい。

一八五四年の『自叙伝』の中でこう記されている。

「学者が、自分の研究と最も高次の事物との関係を真摯に語り、両者の間に正しい位置づけを行う時期が必ずやってくるものである。その時、事物の永遠の意味に、少なくとも、たとえわずかでも接近したいという希望、いや何があるんでもそうしたいという欲望もまた生まれるであろう。外皮だけではもはや満足できないのである。」⁽³⁸⁾

このことは、教授就任講演においては、先にも述べたように、国家のありようをめぐる二つの立場の対立への言及と重なりあうところがある。それは、日常的な政治活動の立場の選択ではなく、むしろ学問的態度の選択と結びつけられている。

「一般的に自分の学問に対してどのような態度をとるべきか、明白に自覚しようとするどの一派も、両陣営のどちらか一方に味方しなければならぬ。学問的取り扱い方の全体、および、すぐれてその教授方法をどうすべきかは、本質的にこの決断次第である。」³⁹⁾

もとよりこうした言葉が投げかけられる名宛人は、講演の末尾にも示されるように、学界の専門家たちである。

「わたしがこの課題を引き受けるとき、わたしにそのための勇気がわいてくるのはもっぱら、自分の努力が孤立無援の状態にあるのではなく、いまやわたしもその一員になったことをうれしく思っている学界において、つねに新たな励ましの言葉が得られるであろうという思いからである。」⁴⁰⁾

就任講演から浮かび上がってくる国家及びその起源の概念はどのようなものとして描かれるか。これはバハオーフェンの歴史に関する一般的な観念と切り離しては考えることができない。チェザーナ教授は、「バハオーフェンが歴史について語るとき、たんなる出来事という意味での過去以上の何かをつねに意図している。」と指摘する。⁴¹⁾ 歴史は、バハオーフェンにとっては、神による創造の計画の表明である。この根本観念に基づいて、ロマン主義的な「端緒」(Anfänge)の重要性が強調されるのであり、⁴²⁾ あらゆる継起的発展はすでにその萌芽においてすべて予定されている。⁴³⁾ そして若きバハオーフェンの国家の概念もまさにこうした歴史観に基づいているのであり、単純な法学的枠組みでは捉えることできない。フスコ教授は、バハオーフェンにとって、「国家」とは、組織された人間生活を一般的に示唆するメタファであるとされる。⁴⁴⁾ しかもそれは、「民族」(Volk)と歴史の関係を通じてはじめて定義されうるものである。「民族」は、バハオーフェンにとっては、古典的な国家論のように、国家の構成要素ではない。

「いかなる民族にとっても必要かつ不可欠な基本装備とは、宗教と言語と法である。そしておよそ国家生活な

るものはこれらなしには考えることができないからである。⁽⁴⁵⁾」
歴史に関して、バハオーフェンが理性主義的自然法論者に対して異議申立を行った観念とは、次のようなものであった。

「その理論によれば、わが人類の原状態は完全な状態であり、それゆえ実定的な国家制度など必要ではなかった、とされる。存在の第二期になってはじめて、人間が墮落した結果、その救済手段として、恣意的に創られた制度、すなわち国家それ自体とその内的な制度が生まれるに至った。国家と法は、この見解によれば、本源かつ必然的な人間の高次の本性にそぐわず、またその本性によってかつそれとともに存続する制度でもとうていないので、その結果、国家と法は、むしろ人間が自由意思によって自覚的に創り出した作品として、その姿を現すつまり、国家と法は、われわれのより良き本性の産物ではなく、われわれの墮落の産物であり、国家と法は、われわれの使命を促進するというよりも、むしろ、われわれの更なる退廃を阻止するためのものである。この見解によれば、およそ国家学なるものは、人間の道徳的欠損を治癒する単なる医術と刻印され、常設のダムとして、道徳的欠損の蔓延を阻止せんとする試みにすぎない。⁽⁴⁶⁾」

国家と個人の分離はかかる理論に還元されるのであり、そこでは人類の歴史も、人の歴史というよりもむしろ国家形式ないし法形式の歴史として捉えられることになる。バハオーフェンは、原初の完全性という証明できない仮説をこう批判している。

「君たち、この原初の完全性を主張する君たちは、人間が国家状態へ入るとき、それ以前の存在の最良部分をあきらめたこと、すなわち、人間が自分の自由そのものを国家形式と法形式という秩序のために犠牲に供したこ

とについて、どのように立証するのかね？」⁽⁴⁷⁾

「キリスト教や原初のゲルマン精神に基づく新しい時代は、いかに異なった様相を見せていることか！そこでは宗教と国家と習俗が一つにまとまり、その各々がそれぞれの領域において、個人、人格、目立つもの、個別といったものすべての登場を後景に斥け、消し去ってしまう。習俗はとりわけ個人が全体秩序に絶対服従することを要求する。国家は自らのうちに、個人も法人も団体もすべて飲み込んでしまう。このような国家の理念のなかで、いつさいの個としての存在は失われる。すなわち、それがわれわれ現代の国法のアルファとオメガであり、それが共和国と君主国を等しく支配している。」⁽⁴⁸⁾

バハオーフェンによれば、近代の国家概念に由来する制約を免れてはじめて、人々の内的一体性とその歴史がいまだ損なわれず、その痕跡から原初の状況がなお辿りうる時代を認識することができる。古代は記録を伝えると同時に遠く離れた端緒の証明である。古代は、その文化、その制度の中に、原初の時代の徴が生きており、それを通じて端緒を読み解くことができる。

「反対に、歴史を手がかりに、人類の最初の諸時代へと遡れば遡るほど、国家と個人との結合がますます緊密になっていくことを知ることになると、わたしは信じる。古代には国家のなかにすべてが含まれていた。宗教自体、国家から分離された独立の存在物ではなかった。古代はこの信仰をたしかに人類の最初の諸時代から保持していたのであり、そして始まりの諸時代は国家も法もない状態をその懐に蔵していたわけではなく、人間と国家とが完全に一体となり、最高度の調和のなかにあつたという真理の証拠を、古代はその信仰を通して現代のわれわれに送り届けた。したがって、まさにこの国家状態以上に、人類の自然状態もしくは自然法的な状態と呼ぶにふさわしい

かなる状態があるだろうか。⁽⁴⁹⁾」

バハオーフェンはこのような国家状態を「自然状態＝自然法な状態」と呼ぶことにより、自然ないし自然法という言葉に新しい意味づけを与えている。自然と自然法との同定により、いわゆるバハオーフェンが批判する「自然法」に代えて、バハオーフェンが「歴史法」と呼ぶものが位置づけられる。そのことによつて、自然法と歴史法はバハオーフェンにおいては対立を解消されることになる。しかもバハオーフェンのいう自然ないし自然法の中には発展ないし進歩という観念が組み込まれている。こうした観念が依拠するものはバハオーフェンの独特の歴史観である。フスコ教授によれば、バハオーフェンの歴史は、一方で個人と国家、他方で民族と国家を結びつける「魔法の杖」である⁽⁵⁰⁾、とされる。歴史を通じて人間と国家とが結びつけられ、その結びつきから価値の増大が生じる。それゆえ、その基礎である歴史に、次のような意味が与えられる。

「歴史、とくに法の歴史は、頹廢の深刻化という悲劇的な展開のなかにあるのではなく、より大きな完全性に至る発展の常なる進行のなかにある！」⁽⁵¹⁾

こうしたバハオーフェンの進歩の観念からすれば、国家は、本源的なものであり、歴史の産物ないし結果ではなく、むしろ「自然的原理」ともいわれるべきものである。

「国家は人間の最奥の本性そのものから取り出されているのである。国家は墮落した人類の捏造でも、われわれの道徳的欠損の隠れ蓑でもない。国家はむしろより良き人間本性の具現化なのであって、より大きな退廢を阻むダムではなくて、最高の諸目的を達成するための兄弟の契りなのである。」⁽⁵²⁾

国家は、より良き人間本性の具現化より大きな退廢を阻むダムではなくて、最高の諸目的を達成するための兄弟の

契り (Verbrüderung) である、とされる。バハオーフェンはアリストテレスが「人間は国家的な存在である」と語っていたとする⁽⁵³⁾。若きバハオーフェンがアリストテレスをどのように理解していたかその詳細についてはここでは留保せざるをえないが、あえていえば、アリストテレスにその祖型があるとされる国家有機体説との近似性を指摘することはできるのではないかと考える。

では、バハオーフェンのいう「兄弟の契り」とはいかなるものであるか。

「すべての学問、すべての芸術、すべての徳性、すべての成就においていつさいのより良き諸力を一つに結合するものである！ しかし、そのような兄弟の契りという目標は一代ではもちろん、数世代でも達成できるものではないので、国家は生きている人間の兄弟の契りであるのみならず、生きている人と死んだ人とさらには生まれてくる人との兄弟の契りなのである！ —さらに個々のどの国家も、全人類の大きな普遍的な兄弟の契りの中にある単に一部分の兄弟の契りであるにすぎない。つまり、低次の本性の持ち主と高次の本性の持ち主とを、目に見える世界と目に見えない世界とをつなぐ大きな鎖を形成するための一分肢である！ それが目であり、それが国家の使命である。まことに、人間本性の最高の側面がそれ自身のなかにおいて啓示する使命である！ それゆえ、われわれは、あの自然法体系の支持者たちが言う最初の状態の破壊された完全性を、また彼らの言う失われた楽園も羨まないようにしよう！」⁽⁵⁴⁾

国家の使命とは、「人間本性の最高の側面がそれ自身のなかにおいて啓示する使命である」⁽⁵⁵⁾。このように見てくると、バハオーフェンの国家の観念は、時代の政治的保守主義的観念の結果というよりもむしろ、こうした保守主義的観念自体が、バハオーフェン自身に胚胎する国家の観念の結果というべきものである。⁽⁵⁶⁾

小結

バハオーフェンが考える「国家」とは何か、あるいはどのようなものとしてイメージしたらよいかという問題について、本稿では、バーゼル大学教授就任講演「自然法と歴史法の対立」の中で、具体的に「国家」についてバハオーフェンが語るところを見てきた。一八四一年の就任講演は、たしかにランケ、サヴィニー、グリムらのいわゆる歴史学派の観念に忠実なところも見受けられる。しかしそれがすべてではない。ベーコン、バークらに頻繁に言及しつつ、バハオーフェンはまずは自らを経験主義者と位置づけ、特定の個人、特定の世代の特殊な観念から離れた「客観的事実」の理解を存在するものに委ねようとする。これに対して、バハオーフェンが理性主義者（合理主義者）と呼ぶ者たちは、存在するものを無視し自らの精神に基づく恣意的な理論の構築者として糾弾される。こうしたバハオーフェンのスタンスは、例えば近代の法理論のいくつかの支柱となったホッブズのペシミズムに対する拒否という姿勢を示すことになる。⁵⁷ 国家も法も、バハオーフェンによれば、人類の頹廢の結果でも、さらなる頹廢の拡大を阻止するためのものでない。もとよりそれは、ブルクハルトのいう「精緻な構築体としての国家」(der Staat als Kunstwerk)でもない。⁵⁸ いかにも歴史を遡ろうとも、人間は法も組織された共同体なしに生きることができない。逆に、いかなる民族にとつても、宗教と言語と法は必要不可欠のものであり、「およそ国家生活なるものはこれらなしには考えることができない」と語られるように、両者は不即不離の関係にある。国家は「より良き人間本性の具現化」であり、「より大きな頹廢を阻むダムではなくて、最高の諸目的を達成するための兄弟の契り」であるともされる。法と国家は、サヴィニーの学徒として、宗教及び言語と同じく「民族精神の無意識の発露」でもある。

「宗教の教義は感情の噴出として現われ、言語は民族構成員相互の内的で無意識の共感に基づいており、法的諸原理そのものは民族の真の信仰項目として存在していたのだから！ それゆえ、それらはすべて本質的に同一の本性を有しているのである。つまり、それらは決して恣意的な、いわば勝手気ままな性質を身につけているのではなく、むしろ、国家そのものと同じように、内在的な必然性という刻印を帯びているのである。それらは民族精神の無意識の発露であり、民族精神の最奥の素質の具現である⁵⁹。」

そのようなものとして、法と国家は、不変不動のものではなく、発展するものであり、その役割は人間と社会がより高貴な精神的・道徳的達成の実現をもたらすことにある。

「有限なるもののなかに無限なるものの啓示を見、現世的なものなかに完全性への漸次的な発展を見るのは、まさしくその歴史的考察方法ではないのか？ 歴史的考察方法は、一見したところカオスと見えるものなかに魂と調和をもたらすのだ！ 歴史的考察方法は、生成されたものを、恣意と無法則性の産物だという非難から洗い清めてやるのだ！ 歴史的考察方法は、大いなる発展のなかのどの時代についても、それ固有の独立した意義があることを認めるのであって、その意義は、それ以前の法則を破壊することではなく、それを実現させることにある。つまり、歴史的考察方法はどの時代にも、理性法則の実現と提示において一つの改善、一つの進歩があるのを見るのであって、その理性法則は、発展の最終目標として歴史的考察方法が各時代の始まりにではなく、その終わりに立てるものである⁶⁰。」

歴史学派の目的は、歴史的なものを恣意と無法則性という批判を免れるさせる点にある。逆に歴史学派はあらゆる歴史のもの、あらゆる時代に、そのあるべき場所と意味を与える。

バハオーフェンの民族 (Volk) ないし国民 (Nation) も歴史との関連であらためて理解しなおされねばならない。

「いかに多くの人が、国民的なゲルマン法に対する殺人者となつてしまったローマ法の責任をとがめているとか！ しかしながら、この弾劾が聞き入れてもらえるのは、自分自身の国民性のためには人類全体の発展を躊躇なく犠牲にする人びとにおいてのみである。すなわち、国民的な制約性のなかに囚われ、個々の民族はまさに全人類を結びつけている大きな鎖の一分枝にすぎないこと、つまり、それゆえ自分自身の国民性の発展はまったくのところ民族存在の究極の目標ではあり得ないことを、決して理解しようとしないう人びとにのみ聞き入れてもらえるのである。国民性が最高の法律であるならば、それはますます諸国民を孤立化させ、諸国民の相互交流をますます遮断し、同一の目標を協同して達成しようとする努力をまったく不可能なものにしてしまうだろう。かくして歴史もまたまったく別のもう一つの原理を実現してきた。われわれは、ある国民が別の国民の廃墟の上にその支配を打ち立てるのを見ており、ローマ自身がその歴史の大海のなかでは、古代世界の教化された諸民族すべての歴史を、海にそそぐ同じくらい多くの川の流れと同じように、受容しているのを見ている。⁶¹」

バハオーフェンの国家の観念について、なお語るべきことが多く残されている。一八四〇年代後半以後に登場する『ローマ民族の国家生活に関する政治的諸考察』また法の進歩、発展の観念についても本稿では検討することができなかった。これらの問題を含め、今後の課題としたい。

(1) *Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke*, Erster Band, hrsg. Max Burkhardt, Matthias Gelzer, Gustav Meyer, August Simonius, Peter Von der Mühl, Benno Schwabe & Co. Verlag, Basel, 1943. (以下) *Bachofens GW I* として引用。バハオー

フエンの国家の概念について' Fusco, Sandro-Angelo, La concezione dello stato in Johann Jakob Bachofen, in: *Quaderni di storia* 28 (1988), 53-85. が貴重であり、本稿はその考察に大きな示唆を受けている。バハオーフェンの古代学全般について、吉原達也「バハオーフェンの古代学」*広島法学*一〇巻四号(一九八七年)一四五頁のほか、「バハオーフェン『母権制』とローマ養子法の一側面」*法政研究*第七〇巻四号(二〇〇四年)五〇三頁、「バハオーフェン『母権制』における法の諸相」*広島法学*第二九巻第二号(二〇〇五年)、一四五頁。吉原達也訳「バハオーフェン『タナクイルの伝承』序説抄」*日本法学*八〇巻四号(二〇一五年)及び解題を参照。上山安敏『神話と科学』岩波書店・一九八四年、二七三頁以下。

(2) バハオーフェン「ローマ民族の国家生活に関する政治的諸考察」*Politische Betrachtungen über das Staatsleben des römischen Volkes*, in: *Bachofens GW I*, 25-62 の目次を以下に掲げよう。

- I. ローマ国家の神的基础について Über die göttliche Grundlage des römischen Staates
- II. 至高の国家権力としての神 Die Gottheit als oberste Staatsgewalt
- III. 公職者の聖別 Die Weihe der Magistratur
- IV. 鳥占権の継続について Über die Fortpflanzung der Auspizien
- V. パトリキ Das Patriziat
- VI. 合法性について Über die Legitimität
- VII. 国家の変動「革命」について Über Staatsumwälzungen
- VIII. 慣習と徳について Über Hekommen und Zucht
- IX. 国家的関係に関する所謂哲学的考察 Über die sogenannte philosophische Betrachtungen der Staatsverhältnisse
- X. 迷信について Über den Aberglauben
- XI. 共和政国家における貴族の慈善行為について Über die Wohlthätigkeit edler Geschlechter in einem republikanischen Gemeinwesen
- XII. 市民的諸関係における愛について Über die Liebe in den bürgerlichen Verhältnissen

- (3) 1. Johann Jakob Bachofen, Eine Selbstbiographie, zugleich ein Gedenkblatt zu seinem hundertsten Geburtstag (22. Dezember 1915), hrsg. von Josef Kohler, *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft* Bd. 34 (1916), SS.337-380. 2. Autobiographische Aufzeichnungen von Prof. Johann Jakob Bachofen, hrsg. von Herman Brocher, *Basler Jahrbuch* 1917, 295-348. 自叙伝の各種刊本について、バハオーフェン・吉原達也訳『母権制序説』筑摩書房・二〇〇二年の解題を参照。3. Autobiographie 1854, in: *Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke*, Neunter Band IX, Basel, Schwabe Verlag 2015, 471sq. 本稿では以下、全集版に於ける『Bachofens GW IX』として引用する。二〇一五年はバハオーフェン生誕二百年であったが、その機会に一九四三年に刊行が始まった『バハオーフェン全集』の未刊の二巻のうち、第九巻が刊行された。『自叙伝』（一八五四年）が詳細な編者注を付されて一新され、これまでも部分的に刊行されていた『ギリシア紀行』（一八五一年）のほか、『南エトルリア紀行』（一八五一年）、ドイツ文献学会での講演記録『女権制について』（Vortrag über das Weiberrecht）（一八五七年）などが収録されている。Johann Jakob Bachofen, Mutterrecht und Urreligion: Eine Sammlung der einflussreichsten Schriften, Yahya Elsaghe (Hrsg.), Kroener Alfred GmbH + Co.; 7. Auflage 2015 450S. Yahya Elsaghe, Die seltsamste Gelehrtenerscheinung, Vor zweihundert Jahren wurde Johann Jakob Bachofen geboren, der Erfinder des Mutterrechts, in *Neue Zürcher Zeitung*, 19.12.2015, Internationale Ausgabe, S.27.Elsaghe の論稿について、大川四郎氏の『ご教示に深甚なる謝意を表す』。
- (4) M.Burckhardt, in: *Bachofens GW I*, 479.
- (5) 山口勉彦『母権的ロマン主義受容史——バハオーフェンを中心にして——』山口勉彦著訳集第四巻・一一九頁以下に、バハオーフェン家の系譜についての詳細な検討を参照されたい。
- (6) バハオーフェンの裁判官時代の研究として、Garré, Roy, *Fra diritto romano e giustizia popolare : il ruolo dell'attività giudiziaria nella vita e nell'opera di Johann Jakob Bachofen (1815-1887)* (Ius commune : Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Europäische Rechtsgeschichte, Frankfurt am Main / herausgegeben von Helmut Coing, Sonderhefte. Studien zur europäischen Rechtsgeschichte ; 126), V. Klostermann, 1999.
- (7) *Bachofens GW IX*, 499; 吉原訳「自叙伝」『母権論序説』創樹社・昭和六三年刊所収、四九頁。

- (8) K. Meuli, Nachwort, in: *Bachofens GW III*, 1943, 1038. モイリに「こゝでは」
- (9) *Bachofens GW IX*, 496, 吉原訳「自叙伝」四四頁。
- (10) Fusco, *op.cit.*
- (11) Bachofen, Das Naturrecht und das geschichtliche Recht in ihren Gegensätzen, in *Bachofens GW I*, 5sq. 邦訳として、平田公夫訳「バハオーフェン・自然法と歴史法の対立」岡山大学法学会雑誌第六一卷第四号 (二〇一二年) 九三頁以下 (以下邦訳として引用)。本稿に引用は平田氏の達意の訳稿に依拠しており、深甚なる感謝を申し上げます。本稿の文意のつながりのため、訳文を変更させていただいた点もある。何とぞご寛恕を乞いたい。またこれに付せられた平田氏の解説も貴重である。
- (12) バーゼル大学に二つあった法律学講座の第二講座、一八三八年に亡くなっていたアドルフ・ブルクハルト (Adolf Burckhardt, 1809-1838) の後任にあたる。契約では週五〜八時間の講義、給与は八〇〇フランとのことであった。招聘当時の第一講座担任はアガトン・ヴンダーリヒ (Agathon Wunderlich, 1810-1878)、第二講座担任はヨハネス・シュネル (Johannes Schnell, 1812-1889) であった。H.F. Fuser (Hrsg.), *Bachofens Gesammelte Werke*, X (Briefe), 18 n.2 を参照。一八三九年一月、パリ滞在中にバーゼルの友人シュパイヤー (Carl von Speyer) に宛てた書簡の中でこう述べている。バハオーフェンはフランスでの体験から、その公開性 (例えば美術コレクションなどは無償で見ることができ、施設などを誰でも利用できる点ではフランスはドイツより上だとしている) と集中化に注目している。「無制約な公開性と並ぶ第二の原理は法外な集中化であり、当地のあらゆる機関や施設はそれによって大きなものとなっています。ただ一つの法学部だけで、ベルリン大学全体に匹敵するだけの学生数を数えます! 力が一つになればなるほど、その結果はますます大きく重大になるということです。この単純きわまりない命題をわれわれのスイスに当てはめてみれば、私たちが、三つの小さな、あまり意味のない、いやまったく意味のない大学ではなく、一つの重要な中心大学を、少なくともより重要なドイツ語圏のカントンに、持つべしということになります。私はずっとこのような考えを抱いておりましたが、故アドルフ・ブルクハルト氏の八〇〇フランのポストに教授が見つからないという話を聞いて、あらためてその思いを強くしました。八〇〇フランの教授職とは何と悲惨なことでしょう! カントン間で競争、羨望そして妬みが広がり、八〇〇フランの三倍あれば何かよいことができるのに、八〇〇フランでは誰も

どうすることもできません。ではどうしたらよいのでしょうか。何もありません。現状では何もよくなるならいいことだけは確かです。私たちの子孫たちは自分たちの教養や教育を、これからもずっと我々が国家としては軽蔑する、せいぜい憐憫の情を催すハノーファーのような土地に求めなければなりません。」Nr.2, an C.von Speyer, 15.1.1839 in: *Bachofens GW X*, 12,

(13) 当時の同僚であったヴンダーリヒは、ゲッチンゲン七教授事件を契機にゲッチンゲンの私講師からバーゼルに招聘され、一八三八年に員外教授を経て、三九年〜四二年まで正教授。バーゼルへの招聘には当時ゲッチンゲンにいたバハオーフェンが仲介役を果たしたともされている。シュネルはバーゼル出身でサヴィニーの弟子にあたり、バーゼル大学で一八三七年に私講師、三八年員外教授、三九―七八年正教授（スイス民法及び刑法）。二人が正教授になったのは二九歳ないし二七歳の年のことであり、バハオーフェンの二五歳は確かに異例であったとはいえ、年齢的に同僚たちとかけ離れていたわけではない。前任のA・ブルクハルトにしても教授就任は二六歳の年で、バハオーフェンとほとんど変わらない。

- (14) Nr.9, an F. C.von Savigny, 26.3.1841; Nr.10, An A.F. Rudorff, 26.3.1841, in *Bachofens GW X*, 19-23.
- (15) Fusco, *op.cit.* 56.
- (16) *Bachofens GW IX*, 489.; 吉原訳「自叙伝」三二二頁参照。
- (17) *Bachofens GW IX*, 489.; 吉原訳「自叙伝」三二二―三二三頁。
- (18) *Bachofens GW I*, S.8.; 平田訳九四頁。
- (19) *Bachofens GW I*, S.8.; 平田訳九五頁。
- (20) *Bachofens GW I*, S.9.; 平田訳九四―九五頁。
- (21) *Bachofens GW I*, S.9.; 平田訳九五頁。
- (22) *Bachofens GW I*, 9-10.; 平田訳九五頁。
- (23) *Bachofens GW I*, 10.; 平田訳九五―九六頁。
- (24) Meuli, Nachwort in: *Bachofens GW III*, 1041.
- (25) Simonijs, Anhang, Die Atntrittsrede, in, *Bachofens GW I* 475

- (26) Wilhelm Snell (ウィルヘルム・スネル) Historisches Lexikon der Schweiz/Dictionnaire historique de la Suisse/Dizionario storico della Svizzera (eHLS/eDHS/eDSS), <http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D13292.php> の項目を参照。初出は *Historisches Lexikon der Schweiz*, Schachtel - St GB, Bd. 11, Schwabe, Basel 2012 (未見)。以下本文におけるスネルの経歴についての叙述は主として以上によっている。
- (27) Meuli, Nachwort: in *Bachorens GW III* (Mutterrecht), 1038 n.4.
- (28) ナポレオン没落以後、スイスでも復古政治が力を回復し、スイスが二州からなる連邦協約が成立し(一八一五年八月)、永世中立国として承認(一八一五年一月)されたのは、ちょうどバハオーフェンの生年にあたる。復古の時代には、ヨーロッパ中で反動の空気が吹き荒れたが、その中でスイスはいわゆる革命運動家と称される人々にとって一種の楽園の観を呈していたのであり、フランスのジャコバン派、追放されたドイツの大学急進派教授たち、北イタリアの革命家たちが大挙スイスに亡命してきた。ドイツの教授たちの中にフォレン、スネル兄弟、デ・ヴェッテ (De Wette)、メンツェルらは、バーゼル大学その他の学校に受け入れられ、熟練した教師として歓迎された。瀬原義生『精読スイス史』文理閣・二〇一五年、一三四—一三六頁を参照。ドイツからの亡命教授たちの中で、バハオーフェンと何らかの関係が認められるのはデ・ヴェッテである。一八三四—三五年にかけてバーゼル大学在籍中歴史学及び文献学を学んでいたことはよく知られている。ペダゴギウム以来と同じゲルラッハ教授(ラテン語)、ヴィルヘルム・フィッシャー＝ビルフィンガー (Wilhelm Vischer-Bilfinger) (ギリシア語)のもとで学びつつ、ゴスマン教授は、おそらくデ・ヴェットの神学の授業にも出ていたのではないかと推測しており、その教えがその後のバハオーフェンの著作にさまざまなかたちで反映していると考えられる。デ・ヴェットは旧約聖書と新約聖書とを結びつけて、歴史的事実よりはむしろ神話ないし象徴を歴史的理解における有効な根拠として解釈を施している点で、その友人フリードリヒ・クロイツァー (Friedrich Creuzer) の影響関係が認められるところ。Gossmann, *Basel in the Age of Burchardi*, 117.
- (29) 関根照彦『スイス直接民主制の歩み』尚学社・一九九七年、八二頁以下及び代議制連邦国家の成立——一八四八年のスイス連邦憲法——」森田安一編『スイスの歴史と文化』刀水書房・一九九九年、一六〇頁(前掲書一二四頁以下所収)。森田安

一編『スイス・ベネルクス史』山川出版社・一九九八年、一〇五頁以下、矢田俊隆・田口晃編『オーストリア・スイス現代史』山川出版社・一九八四年、二七〇頁以下を参照。

- (30) *Bachofens GW IX*, (329); *GW I*, 35f.
- (31) J. シュネルの「*Meuli, op.cit., Bachofens GW III*, 1041n.3. Fusco, 59. Cfr. H.Christ, *Der Basler Gerichtspräsident J. Schnell, Basler Jahrbuch* 1930, 177 (未見‘*Meuli*」も参照)。
- (32) Fusco, *op.cit.*, 59.
- (33) Fusco, *op.cit.*, 59.
- (34) 初版は一八五七年であるが、本稿で参照できたのは一八五九年版である。Snell, Wilhelm, *Naturrecht: Nach den Vorlesungen*, Huber, 1859, 271S. <https://books.google.co.jp/books?id=V8wGAAAACAAJ&dq=wilhelm%20snell%20naturrecht&hl=ja&pg=PR3#v=onepage&q=wilhelm%20snell%20naturrecht&f=false>
- (35) Snell, *op.cit.*, 186.
- (36) Snell, *op.cit.*, 189.
- (37) Snell, *op.cit.*, 191.
- (38) *Bachofens GW IX*, 507; 吉原訳100頁。
- (39) *Bachofens GW I*, 10; 平田訳九五頁。
- (40) *Bachofens GW I*, 24; 平田訳107頁。
- (41) Cesana, Andreas, *Johann Jakob Bachofens Geschichtsdeutung. Eine Untersuchung ihrer geschichtsphilosophischen Voraussetzungen*, Basel, Boston und Stuttgart 1983 (= *Basler Beiträge zur Philosophie und ihrer Geschichte* 9), 35. Cesana, Andreas, Die innere Geschichte der Menschheit. Zu den geistesgeschichtlichen Voraussetzungen von Bachofens Geschichtsvision, in: *Johann Jakob Bachofen (1815-1887). Eine Begleitpublikation zur Ausstellung im Historischen Museum Basel* 1987, 59.
- (42) *Bachofens GW II* (Mutterrecht), 15. 「われわれが歴史と関りをもつべきことは、その前提として、歴史的存在には、

バハオーフェンにおける「国家」の観念について (吉原)

べて先行する段階があることが忘れられてはならない。つまり、端緒があればかならず継続があり、原因があればかならず結果があるということである。「何であったか」という問いに答えるだけにとどまらず、「どこからきたか」を発見し、そしてそれに「どこへ行くか」を結びつけえたときにはじめて、真の学問的認識は完結する。知識は、起源、継続、結果を把握してはじめて、理解へと高まるのだ。そして、すべての発展の端緒は神話にある。われわれは、古代をいまままで以上に深く探究しようとするれば、つねに神話に立ち歸らざるをえない。」吉原訳『母権制序説』一六〇頁、吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』上巻・白水社・一九九二年、二六頁を参照。

- (43) Cesana, Die innere Geschichte, 62.
- (44) Fusco, *op.cit.*, 62
- (45) *Bachofens GW I, 13*; 平田訳九七頁。
- (46) *Bachofens GW I, 12*; 平田訳九七頁。
- (47) *Bachofens GW I, 12*; 平田訳九六頁。
- (48) *Bachofens GW I, 23*; 平田訳一〇六頁。
- (49) *Bachofens GW I, 12*; 平田訳九六―九七頁。
- (50) Fusco, *op.cit.* 64.
- (51) *Bachofens GW I, 13*; 平田訳九七頁。
- (52) *Bachofens GW I, 12*; 平田訳九七頁。
- (53) この点、アリストテレスの「人間はポリスの動物である」（『政治学』第一卷第二章）という語の一つの解釈として理解することもできよう。「アリストテレスはすでに「人間は国家的な存在である」と語っていた。そして、同じ考えをより簡潔に、より上手に表現しようとするれば、おそらくさらに二千年が経過するだろう。」（*GW I, 12*; 平田訳九七頁）。アリストテレス・牛田徳子訳『政治学』京都大学学術出版会・二〇〇一年、六頁「人間は自然において国家的動物である。」
- (54) *Bachofens GW I, 12-13*; 平田訳九七頁。

- (55) *Ibid.*
- (56) Fusco, *op.cit.* 64.
- (57) Gossmann, Lionel, *Basel in the Age of Burchardt: A Study in Unreasonable Ideas*, The University of Chicago Press, 2000, 127sq.
- (58) ブルクハルト・新井靖一『イタリア・ルネサンスの文化』筑摩書房・二〇〇七年、第一章の訳による。ブルクハルトの *Kunstwerk* について、差し当たり、下村寅太郎『ブルクハルトの世界…美術史家・文化史家・歴史哲学者』岩波書店・一九八三年、一二四頁以下を参照。
- (59) *Bachofens GW I* 13; 平田訳九八頁。
- (60) *Bachofens GW I*, 20; 平田訳一〇三頁。
- (61) *Bachofens GW I*, 21-22; 平田訳一〇四―五頁。

*本稿は、二〇一三年度～二〇一六年度科学研究費基盤研究(C) 研究課題番号 25380013 の研究成果の一部である。この場を借りて御礼申し上げます。